

社団法人 日本補綴歯科学会 専門医制度規則

(平成 17 年 8 月 8 日制定)

(平成 17 年 9 月 30 日改正)

(平成 18 年 5 月 28 日改正)

(平成 20 年 3 月 2 日改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 本制度は、歯科補綴学の専門的知識および臨床技能・経験を有する優れた歯科医師を専門医として認定し、歯科補綴医療の高度な水準の維持と向上を図り、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するために社団法人 日本補綴歯科学会(以下「本会」という。)は、社団法人 日本補綴歯科学会専門医 (以下「専門医」という。)の制度を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 専門医等の審査機関

第 3 条 専門医、指導医および認定研修機関の資格の適否を審査するために、専門医制度委員会認定部会 (以下「認定部会」という。)を置く。

第 3 章 専門医申請者の資格

第 4 条 専門医の資格を申請する者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 専門医申請時において、5 年以上引き続き本会の会員歴を有すること。
- (3) 第 7 条の認定研修の各号に掲げる研修内容を満たすこと。

第 4 章 認定研修機関

第 5 条 認定研修機関に(甲)と(乙)を置く。認定研修機関(乙)は認定研修機関(甲)と連携して研修を行う。

2 認定研修機関(甲)は、次の各号をすべて満たし、かつ、認定部会の議を経て理事会で認定された機関とする。

- (1) 指導医が 1 名以上常勤していること。
- (2) 研修の実施に必要な設備、図書および人員を有していること。
- (3) 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。

- 3 認定研修機関(乙)は、次の各号をすべて満たし、かつ、認定部会の議を経て理事会で認定された機関とする
- (1) 指導医が1名以上常勤していること。
 - (2) 必要により認定研修機関(甲)の設備、図書等を利用できること。
 - (3) 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。

第5章 認定研修

第6条 認定研修は、歯科補綴学領域における診断と治療のための高い医療技能を修得するとともに、他診療科歯科医師又は医師からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を養成することを目的とする。

第7条 認定研修は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 認定研修機関において5年以上診療および研究に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること。
 - (2) 本会学術大会に出席すること。
 - (3) 歯科補綴学に関連する発表を行うこと。
 - (4) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療を行うこと。
 - (5) (2)、(3) および(4)については研修単位で表し、認定に必要な研修単位は、70単位とする。
 - (6) 専門医試験を受験して合格すること。
- 2 前項第5号の研修単位の細目は、別に定める。

第6章 指導医

第8条 指導医の資格を申請する者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 専門医であること。
- (2) 指導医申請時において15年以上本会の会員歴を有すること。
- (3) 歯科補綴臨床に12年以上従事していること。
- (4) 認定部会の議を経て、理事会で承認されること。

第7章 資格申請および登録

第9条 専門医、指導医および認定研修機関の資格を得ようとする者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

第10条 認定部会において審査に合格した者は、日本補綴歯科学会雑誌投稿規程を確認のうえ、

認定部会における合格の日から起算して1年以内に日本補綴歯科学会雑誌に専門医症例報告の投稿を行い、その掲載証明書と登録料を添えて登録申請を行わなければならない。

- 2 本会は、前項の申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに日本補綴歯科学会雑誌および本会総会において報告する。

第8章 資格の更新

第11条 専門医および認定研修機関は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第12条 専門医の資格の更新に当っては、認定期間5年の間に別に定める研修を必要とする。

第9章 資格の喪失

第13条 専門医および指導医は、次の各号の一に該当するとき、認定部会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
 - (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
 - (3) 本会員の資格を喪失したとき。
 - (4) 専門医の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 2 認定部会が専門医又は指導医として不適当と認め、理事会の承認を得たとき。

第14条 認定研修機関は次の各号の一に該当するとき、認定部会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 指定の必要条件を欠いたとき。
- (2) 指定の更新を行わなかったとき。
- (3) 認定部会が研修機関として不適当と認め、理事会の承認を得たとき。

第15条 専門医、指導医又は認定研修機関の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び専門医、指導医又は認定研修機関の資格を申請することができるものとする。

第10章 補 則

第16条 認定部会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し立てることができる。

第17条 この規則の改廃は、専門医制度委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

第18条 この規則の施行についての細則は、専門医制度委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 8 月 8 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 18 年 5 月 28 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 20 年 3 月 2 日から施行する。

経過措置

第 1 条 本規則を施行する時点で認定医の資格を有し、資格の更新を 1 回以上行っているものは、専門医として認定する。また、平成 18 年 3 月 31 日までに、更新申請をし、審査に合格すれば、専門医の資格を認定する。

第 2 条 本規則を施行する時点で認定医の資格を有し、資格の更新を行っていないものは、施行細則第 2 条(3)ロに該当する 10 単位を認定部会に提出し、審査に合格すれば、専門医として認定する。あるいは、次回更新時に、専門医として更新申請をし、審査に合格すれば、専門医の資格を認定する。本規則を施行する時点で指導医の資格を有していたものは、指導医の資格を継承する。